

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月25日

【会社名】 三菱製鋼株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Steel Mfg. Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 山口 淳

【本店の所在の場所】 東京都中央区月島四丁目16番13号

【電話番号】 03(3536)3111

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 赤羽 俊樹

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区月島四丁目16番13号

【電話番号】 03(3536)3111

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 赤羽 俊樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2026年6月19日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月19日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の割当に関する事項及びその総額

1株につき金41円 総額632,896,254円

効力発生日

2026年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、以下の事項を変更

監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設

監査役会及び監査役に関する規定の削除

重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設

2) 条文の新設・削除に伴う、条数等の変更や、一部字句の整理等所要の変更

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、山口 淳、青池慶介、山尾 明、竹内美奈子、萩田敦司、松田結花の各氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、三尾良孝、中森義巳、高見之雄、森藤千加の各氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等の額を、年額4億円以内（うち社外取締役分は年額70百万円以内。）とする。なお、この報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役に対する報酬等の額を、年額1億円以内とする。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

2017年6月23日開催の第93回定時株主総会において導入をご承認いただいた、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という）について、本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者、及び業績達成度をはかる指標の一部改定を行う。本制度の改定後は、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）、及び委任契約及び雇用契約の執行役員

（国

内非居住者を除く。）が本制度の対象となる。また、業績達成度をはかる指標を連結営業利益、連結当期純利益（親会社帰属）、ROE、TSR、及びGHG排出削減等の中期経営計画の目標値等とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	97,772	701	0	(注) 1	可決 97.71%
第2号議案 定款一部変更の件	97,740	742	0	(注) 2	可決 97.68%
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)6名選任の件			0		
山口 淳	89,609	8,873	0	(注) 3	可決 89.55%
青池慶介	95,816	2,666	0		可決 95.75%
山尾 明	91,811	6,671	0		可決 91.75%
竹内美奈子	91,763	6,719	0		可決 91.70%
萩田敦司	95,399	3,083	0		可決 95.34%
松田結花	96,061	2,421	0		可決 96.00%
第4号議案 監査等委員である取 締役4名選任の件					
三尾良孝	84,563	13,919	0	(注) 3	可決 84.51%
中森義巳	96,166	2,316	0		可決 96.10%
高見之雄	97,541	941	0		可決 97.48%
森藤千加	97,572	910	0		可決 97.51%
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬等の額 決定の件	97,249	1,233	0	(注) 1	可決 97.19%
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額決 定の件	97,199	1,283	0	(注) 1	可決 97.14%
第7号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)等に対する業 績連動型株式報酬制 度の一部改定の件	97,198	1,284	0	(注) 1	可決 97.14%

- (注) 1. 決議事項が可決されるための要件は、出席した議決権を行使することができる株主(株主総会前日までの事前行使分を含む。)の議決権の過半数の賛成です。
2. 決議事項が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席(株主総会前日までの事前行使分を含む。)し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
3. 決議事項が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席(株主総会前日までの事前行使分を含む。)し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことによ

り、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。